

増値税赤字専用発票発行手順の簡素化

中国において企業間でモノの売買やサービス提供等増値税の課税対象取引が発生した場合、当該取引の対価を受領する企業が増値税の一般納税人であり、対価を支払った者も増値税の一般納税人である場合には、対価を受領した企業は「増値税専用発票或いは貨物運輸業増値税専用発票」（以下、「専用発票」）を発行します。

一方で、当該専用発票を発行した後に、売上げた商品の全部または一部の返品、値引割引等或いは発票の発行間違い等があった場合には、「赤字専用発票」を発行することになります。

従来、この「赤字専用発票」の発行手続きが煩雑で、企業の財務担当者にとっては事務負担が大きいことが難点でしたが、2015年4月1日施行の『国家税務総局による増値税発票システムのバージョンアップを全面的に遂行することについての問題の公告』（国家税務総局公告2015年第19号）が交付され、当該「赤字専用発票」発行手続きが簡素化されました。

1. 従来の手続方法

納税義務者が赤字専用発票を発行する場合には、赤字専用発票発行申請書と税務当局が提出を要求するその他関連資料を所轄税務機関の総合サービス窓口を持参し、審査を受ける必要がありました。

納税者はこの審査をクリアして、新しい発票番号を取得後に赤字発票の発行が可能とされていました。

実務上、一般的に当該手続きは企業の財務担当者が複数回税務局の窓口を足を運び対応しなければならない状況にありました。

2. 国家税務総局公告2015年第19号による手続きのシステム化

新規定では、当該手続きはインターネットによる申請及び審査ができるようになりました。

具体的には、納税義務者は増値税発票発行システムで赤字専用発票申請票に必要な事項を入力し、税務当局の指定アドレスにパソコン上でアクセスします。

アクセスした申請内容はシステム上で自動的に審査が行われ、審査通過後の関連情報が即時に納税義務者へ回答されます。

納税義務者は、発票管理システムの「検索」機能を利用し、審査を通過した旨を「信息表」（赤字発票情報表番号【中国語：红字发票信息表编号】とい

う表示の表）をダウンロードした上で、赤字専用発票を発行することが可能になります。

このように従来と比べて事務的負担の他に時間的拘束も軽減されることとなりました。

3. システムによる赤字発票発行手続きの簡素化と管理強化

赤字専用発票の発行手続きは上述の通り簡素化されましたが、システムにより情報が一括管理されるようになったことで、税務機関はシステム内のデータを常時監視・分析することが容易にできるようになりました。

これにより、納税時期や売上金額を調整する目的で赤字専用発票を発行して納税額を不当に小さくするといった行為の疑いがある場合にはもちろんのこと、正常な発行割合を超えて赤字専用発票を発行した企業については重点調査対象として監視されることも想定されます。

したがって、赤字専用発票を発行する場合は、その取引の真実性を証明できる書類（契約書、売買双方の協議、入在庫伝票、倉庫返品伝票、運賃発票など）を納税者側で保管しておく必要があります。

以上

